

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程

平成 30 年 5 月 7 日 危保規程第 9 号
改正 令和 3 年 10 月 20 日 危保規程第 13 号
最終改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 20 号

第 1 目的

この規程は、平成 18 年 5 月 9 日付け消防危第 112 号通知で示される一般的に設置されている地下貯蔵タンク等の構造例（以下「例示基準」という。）が適用できない地下貯蔵タンクが危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 23 条に規定する地下貯蔵タンクの構造であること及び例示基準が適用できないタンク室等が規則第 23 条の 4 に規定するタンク室の構造であること並びにタンク室と一体構造とした地下空間室（以下「上部空間室」という。）内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 評価の対象

この規程による評価の対象は次のものとする。

- 1 例示基準が適用できない地下貯蔵タンク及びタンク室等を対象とする。ただし、タンク室は、鉄筋コンクリート構造のものとする。
 - (1) 地下貯蔵タンクの構造
上面・下面ともに鏡板形状でスカート支持構造である縦置円筒型地下貯蔵タンク
 - (2) タンク室等の構造
 - ア タンク室上部の土被り厚さが概ね 1.0m を超えるもの
 - イ 縦置円筒型地下貯蔵タンクが設置されるタンク室で、壁幅が 4.0m 程度であり、かつ、壁高が 2.0m から 8.4m 程度のもの
 - ウ 建築物からタンク室外面までの水平距離が概ね 1.0m 未満に近接しているもの
 - エ 上部空間室を有するもの
 - (3) 上部空間室内の設備等
上部空間室内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策
- 2 例示基準が適用できない地下貯蔵タンク及びタンク室等のうち、建築物と一体構造とされる等の特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等を対象とする。
 - (1) 地下貯蔵タンクの構造
 - ア 1、(1) 以外の縦置円筒型地下貯蔵タンク
 - イ ア以外のその他の形状等を有する地下貯蔵タンク
 - (2) タンク室等の構造
 - ア 1、(2) のタンク室等であって、直接基礎、又は鉄筋コンクリート構造でないもの

イ 建築物と一体構造、又は建築物基礎の下部に設置されるもの等
(3) 上部空間室内の設備等

1、(3)と同じ

第3 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価委員会

- 1 協会に、第2、2に規定する特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備を審査するための委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4 評価の方法

この規程に基づく評価は、次に示す方法により行うものとする。

- 1 この規程に基づき地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価を受けようとする者は、様式第1の申請書により地下貯蔵タンク及びタンク室等に関する書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。
- 2 理事長は、1の申請に基づき地下貯蔵タンクが規則第23条に規定する構造であることについて、タンク室等が規則第23条の4に規定する構造であることについて及び上部空間室内の危険物の漏えい及び火災に対する安全対策について、それぞれ評価する。
- 3 理事長は、申請のあった地下貯蔵タンク及びタンク室等が、第2、2に規定するものである場合には構造・設備に係る評価に関する審査を委員会に委嘱することができる。
- 4 委員会は、3に基づき委嘱のあった構造・設備に関する評価について審査し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、2の結果について、申請者に対し様式第2の通知書により通知する。

第5 評価内容の変更

評価を受けた者が、地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価を受けようとする場合は、様式第3の申請書に、地下貯蔵タンク及びタンク室等に関する書類並びに変更内容に係る書類を添えて、理事長に申請するものとする。この場合における手続きについては、第4の規定を準用する。なお、当該変更の内容は、変更後において、次に該当するものを対象とする。

- 1 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2、1、(2)に該当しないが、申請者等が評価を希望するもの。
- 2 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2、1に該当し、設計条件等の内容の変更が軽微なもの。
- 3 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2、1に該当し、設計条件等の内容の変更が2に該当しないもの。
- 4 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備が、第2、2に該当するもの。

第6 評価結果の取消し等

理事長は、評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、評価結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第7 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第6に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第6に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が試験確認を行うことが不適当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 性能評価業務において不適合又は未実施となった場合で改めて当該性能評価を申請する場合に、当該不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第8 手数料

- 1 地下貯蔵タンク1基又はタンク室1室当たりの手数料は、(1)の表による区分に応じて定める額とする。同一敷地内に同一構造(下表の「地下貯蔵タンクの構造」の区分)である地下貯蔵タンク又はタンク室を複数設置する場合の2基目又は2室目以降の手数料は、(2)の表による区分に応じて定める額とし、(1)の手数料に加算する。なお、消費税相当額を別途加算する。

(1) 例示基準が適用できない地下貯蔵タンクの場合の手数料

(手数料欄下段の手数料の内訳は第2、1のうち、該当項目を示す。)

地下貯蔵タンクの構造	横置円筒型タンク			タンク本体の構造が 消防法令の規定に無いもの (縦置円筒型タンク等)		
	無し	有り		無し	有り	
上部空間室内設備 の安全対策評価の 有無	—	無し	有り	—	無し	有り
建築物からの水平 距離が近接してな い場合	400,000円 (2)ア	500,000円 (2)エ	600,000円 (2)エ+(3)	800,000円 (1)+(2)イ	900,000円 (1)+(2)イ+エ	1,000,000円 (1)+(2)イ+エ+(3)
建築物からの水平 距離が近接してい る場合	500,000円 (2)ア+ウ	600,000円 (2)ウ+エ	700,000円 (2)ウ+エ+(3)	900,000円 (1)+(2)イ+ウ	1,000,000円 (1)+(2)イ+ウ+エ	1,100,000円 (1)+(2)イ+ウ+エ+(3)

(2) 例示基準が適用できない地下貯蔵タンクで、2基又は2室目以降の1基又は1室ごとの手数料

地下貯蔵タンクの構造	横置円筒型タンク	タンク本体の構造が 消防法令の規定に無いもの (縦置円筒型タンク等)
2基又は2室目～ 5基又は5室目	200,000円	400,000円
6基又は6室目～ 10基又は10室目	100,000円	100,000円
11基又は11室目～ 15基又は15室目	50,000円	50,000円
16基又は16室目以降	20,000円	20,000円

2 第2、2に規定する特殊な設置形態の地下貯蔵タンク及びタンク室等の場合の手数料は、1の地下貯蔵タンクの構造区分及びタンク基数又はタンク室数に応じて算出した金額に、1,200,000円を加算した金額とする。ただし、申請の内容に複雑・困難性が伴うことにより、第3の規定による委員会の審議が3回を超えて行う必要がある場合には、

その超えた委員会の審議の回数に 500,000 円を乗じた額を別途加算するものとする。なお、消費税相当額を別途加算する。

3 第 5 に規定する評価内容の変更に係る手数料は次のとおりとする。なお、消費税相当額を別途加算する。

(1) 第 5、1 及び 2 に係る手数料は、1、(1)の表の左欄の区分（「地下貯蔵タンクの構造」等の条件）及びタンク基数又はタンク室数に関係なく、1 申請当たり 100,000 円の額とする。

(2) 第 5、3 に係る手数料は、当該変更の内容に応じ、別途理事長が定める。

(3) 第 5、4 に係る手数料は、(1)の手数料に、別途 1,200,000 円を加算した金額とする。

ただし、申請の内容に複雑・困難性が伴うことにより、第 3 の規定による委員会の審議が 3 回を超えて行う必要がある場合には、その超えた委員会の審議の回数に 500,000 円を乗じた額を別途加算する。

4 既に納付された手数料は、第 4 及び第 5 の規定による申請を受け付けた後においては、原則として返還しない。

第 9 その他

この規程に定めるもののほか、地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の評価の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則（平成 30 年 5 月 7 日 危保規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 5 月 7 日から施行する。
- 2 平成 24 年 8 月 2 日危保規程第 7 号はこの規程に改める。

附則（令和 3 年 3 月 16 日 危保規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 10 月 20 日 危保規程第 13 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 20 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

様式第 1

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価申請書

	年 月 日
危険物保安技術協会 理事長 殿	
申請者 住所 氏名 (法人名及び代表者名) 電話番号	
下記の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備について評価を受けたいので関係書類を添えて申請します。	
記	
1 地下貯蔵タンク及びタンク室等を設置する防火対象物等の住所・名称又は部分 住 所： 名称又は部分：	
2 申請区分 「地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程」 第 2、1 ((1) ・ (2)、ア ・ (2)、イ ・ (2)、ウ ・ (2)、エ ・ (3)) に該当 第 2、2 ((1) 、ア ・ (1)、イ ・ (2)、ア ・ (2)、イ ・ (3)) に該当	
*受 付	*備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 申請書は正副 2 通を提出するものとする。

3 *欄は記入しないこと。

様式第 2

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価結果通知書

		危業第 号 危土木第 号 年 月 日
殿		危険物保安技術協会 理事長
<p>年 月 日付けで申請のあった地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価は、別添のとおり、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 23 条及び第 23 条の 4 に規定する構造であると（認められる・認められない）ので通知します。</p> <p>また、上部空間室内の設備等に関する安全対策は所用の安全性を有すると（認められる・認められない）ことを確認しました。</p>		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
地下貯蔵タンク 及びタンク室等 の住所・名称又は 部分	住 所	
	名 称 又は 部 分	
評価番号		
評価年月日		年 月 日
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3

地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価申請書

	年 月 日
危険物保安技術協会 理事長 殿	
申請者 住所 氏名 (法人名及び代表者名) 電話番号	
下記の地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備の変更に係る評価を受けたいので 関係書類を添えて申請します。	
記	
1 地下貯蔵タンク及びタンク室等を設置する防火対象物等の住所・名称又は部分 住 所： 名称又は部分：	
2 評価番号： 第VTー 号、 評価年月日： 年 月 日	
3 申請内容の変更区分 「地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価に関する業務規程」 第5、1 ・ 第5、2 ・ 第5、3 ・ 第5、4 に該当	
4 変更内容及び理由等	
*受 付	*備 考

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請書は正副2通を提出するものとする。

3 *欄は記入しないこと。